

外国人医師の特例緩和について

提案への対応について

二国間協定の前提

- 現在の二国間協定の制度下では、「英語による」医師国家試験を実施し、当該試験に合格した外国医師に対し、一定の条件を付した医師免許を与えている。
- 二国間協定は双務主義を基本としている。

(※) 例えば我が国が初めて二国間協定を結んだ英国との間では、二国間協定による日本人医師も、英国の公的医療保険を使用できないこととされており、他国との間でも、日本の公的医療保険は利用できないこととされている。

提案について

あくまでも、我が国に来られる外国人観光客等に対し医療を提供することを前提に実施しているものであり、我が国で広く医療を提供する保険医になることを前提に実施しているものではなく、二国間協定による外国人医師が、日本の保険の適用が認められている外国人を診療した場合に公的医療保険の対象とする場合、健康保険法に基づくと、保険医の登録が必要と解されるところ、以下の点について慎重な整理が必要。

- 保険医として、日本の法令を十分に理解し、遵守する必要があるところ、日本の医療保険を修学していない外国人医師に、日本の医療保険制度をそのまま適用するのは困難ではないか。
- 保険医の指定を受ける以上、日本の保険医と同様に診療の一般的方針（療養担当規則（ひいては健康保険法））を遵守し、日本人に対する診療にも応じる必要があるが、当該外国人医師がそのような対応が可能か。
- 二国間協定は双務主義を基本としていることを踏まえると、
 - ・ どちらかに負担が偏った協定になる場合、自国民（今回の場合日本国民）からの理解が得られるかどうか、検討が必要ではないか。
 - ・ 一方、両国同様の条件に緩和（両国ともに公的医療保険の解禁）する場合、外交上の調整が必要ではないか。

(参考) 関係法令

医師法（昭和23年法律第201号）（抄）

第十七条 医師でなければ、医業をなしてはならない。

健康保険法（大正11年法律第70号）（抄）

（療養の給付）

第六十四条 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならぬ。

（保険医又は保険薬剤師の登録）

第七十一条 第六十四条の登録は、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の申請により行う。

- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第六十四条の登録をしないことができる。
 - 一 申請者が、この法律の規定により保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であるとき。
 - 二 申請者が、この法律その他国民の保健医療に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 前三号のほか、申請者が、保険医又は保険薬剤師として著しく不相当と認められる者であるとき。
- 3 厚生労働大臣は、保険医又は保険薬剤師に係る第六十四条の登録をしないこととするときは、地方社会保険医療協議会の議を経なければならない。
- 4 第一項又は第二項に規定するもののほか、保険医及び保険薬剤師に係る第六十四条の登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（保険医又は保険薬剤師の責務）

第七十二条 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

- 2 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、前項（第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の規定によるほか、この法律以外の医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による診療又は調剤に当たるものとする。

(参考) 関係法令

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令（昭和32年厚生省令第13号）（抄）

（登録に関する管轄地方厚生局長等）

第十一条 健康保険法施行規則第一百五十九条第一項第五号の二及び同条第二項の規定により地方厚生局長等に委任された法第六十四条の規定による保険医又は保険薬剤師の登録の権限は、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師については当該保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等、法第六十九条に規定する診療所又は薬局の開設者である医師若しくは歯科医師又は薬剤師については当該診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等、その他の医師若しくは歯科医師又は薬剤師についてはその者の住所地を管轄する地方厚生局長等（以下「登録に関する管轄地方厚生局長等」という。）が行うものとする。

2 医師若しくは歯科医師が同時に二以上の保険医療機関において健康保険の診療に従事し、又は薬剤師が同時に二以上の保険薬局において健康保険の調剤に従事している場合であつて、前項の規定によりその者の登録の権限を行う地方厚生局長等が二以上あるときは、その権限は、主として当該診療又は調剤に従事する保険医療機関又は保険薬局の所在地を管轄する地方厚生局長等が行うものとする。

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）（抄）

（診療の一般的方針）

第十二条 保険医の診療は、一般に医師又は歯科医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、適確な診断をもととし、患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない。